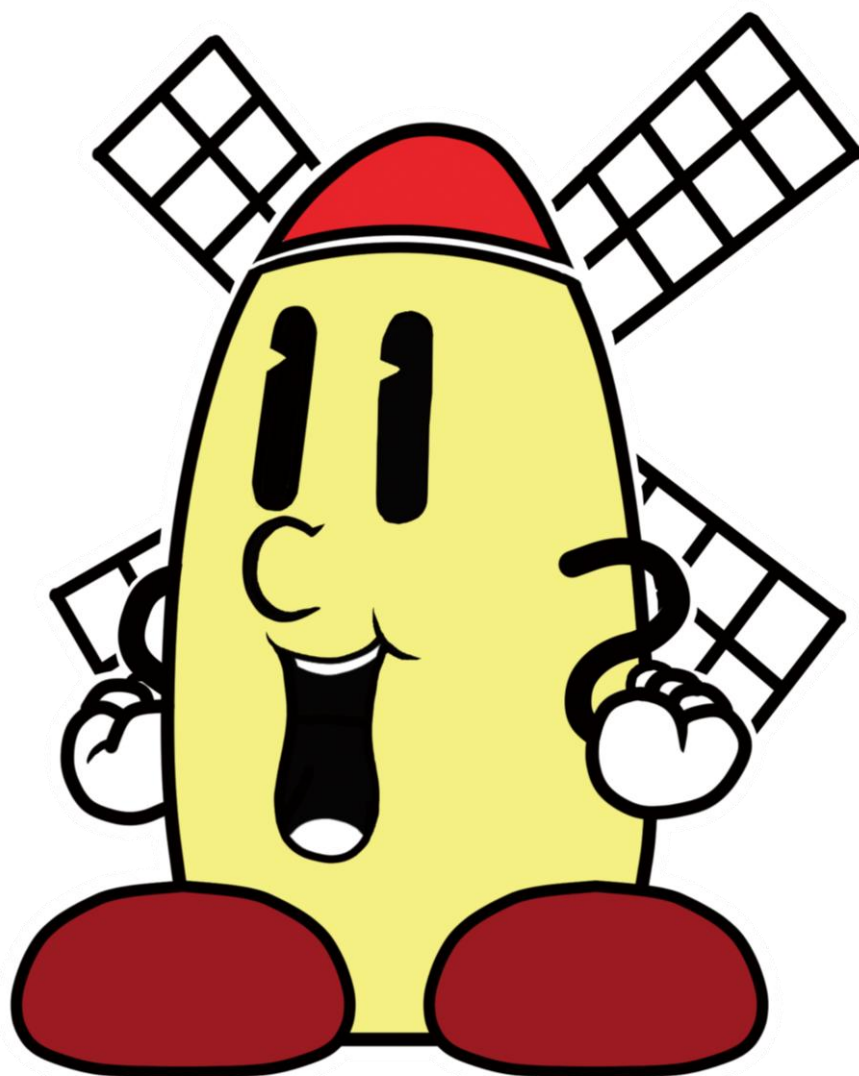


～自治会は幸せのネットワークづくり～

自治会ハンドブック

令和8年度版



松 伏 町

目 次

1	住みよいまちづくりのための 自治会活動	… 1 ページ
2	自治会と自治会連合会	… 1 ページ
	(1) 自治会とは	
	(2) 自治会連合会とは	
3	自治会の活動は	… 2 ページ
4	自治会と自治会連合会の現状	… 2 ページ
	(1) 自治会	
	(2) 自治会連合会	
5	自治会の課題	… 3 ページ
6	自治会の組織と運営について	… 3 ページ～9 ページ
	(1) 規約	
	(2) 役員等の選出方法及び任期	
	(3) 自治会の規模に対応した組織	
	(4) 予算	
	(5) 事業計画	
	(6) 会計	
	(7) 会計監査	
	(8) 事業報告	
7	認可地縁団体（自治会の法人化）	… 10 ページ
8	自治会活動のPR	… 11 ページ
9	自治会を対象とした支援（補助）制度	… 11 ページ～15 ページ
	(1) 自治会等振興補助金	
	(2) 自治会館等維持管理費補助金	
	(3) コミュニティ助成事業	
	(4) コミュニティ活動推進事業	
	(5) 資源回収奨励補助金	
	(6) 農業用施設保全管理活動補助金	
	(7) 自治会で利用する場合に使用料が免除される集会施設	
	(8) 自治会への備品貸出など	
	(9) 宿泊費の助成事業	
	(10) 住民活動補償制度	
10	定例的に町が自治会へお願いしてし	… 15、16 ページ
	(1) 自治会に関する届出	
	(2) 松伏町町政モニター制度	
	(3) 自主防災組織の設立	
11	町の組織と直通番号について	… 17、18 ページ

はじめに

このハンドブックは自治会や町会など（以下「自治会等」という）の役員になられた方が、自治会等の活動や運営、町との関わりについて知りたいときの一助となるよう作成したものです。

私たちは日々の暮らしの中で、ごみ置き場の設置や管理、環境美化、防犯・防災、交通安全の確保などといった共通の課題を抱えています。これらは個人や家庭だけでは解決が難しく、地域の住民が力を合わせて解決していくことが望まれます。

自治会等は、地域住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、町などと連携・協働して、より住みよいまちづくりを進めることを目的に活動しています。

町では、自治会活動等を支援するための自治会等振興補助金や、自治会館等維持管理費補助金制度を設けています。また、自治会等からの要望書や、「スマホ町役場」を通じて防犯・交通安全施設等に対するご意見をいただき、町の課題に対応することで、住みよいまちづくりを目指しています。

自治会加入推進標語

平成26年度に、地域まちづくりの担い手となる自治会や地域活動への理解と参加を推進する目的で自治会加入推進標語（中学生の部・一般の部）を募集し、それぞれ、最優秀作品と優秀作品を決定しました。

町では、今後も広報紙などで自治会加入の推進・PRに活用していきます。

【中学生の部】

（敬称略）

加入して 広げていこう 地域の輪（最優秀作品・坂本康太）

自治会で 地域のつながり 深めよう（優秀作品・石川菜々子）

【一般の部】

つなぐ手と ふれあう心で 自治会活動（最優秀作品・小野利子）

自治会に 加入でつながる 地域の絆（優秀作品・千葉かおり）

※この自治会ハンドブックは、令和8年4月末時点の内容で編集しています。

～自治会について話し合う～

持続可能な自治会運営の話し合いの内容をいくつか紹介します。

地域住民との交流の機会が得られるというメリットを活かす方法について

加入を促す際に自治会活動（運動会、新年会、防災訓練など）について説明し、引きこもり防止、健康維持をPRして加入活動を実施しています。

相互に助け合えるというメリットを活かす方法について

防災の観点から自治会未加入者に加入の必要性を説明するのが有効なのではとの意見がありました。

生活環境の整備を集団で行えるというメリットを活かす方法について

自治会で実施しているクリーン作戦、ごみ集積所の管理、防犯パトロール、草刈り、高木の枝切りなどの活動は生活環境の向上に役立っています。そういった活動をもっとアピールして未加入者に周知することが加入推進につながるとの意見が出ました。具体的には、のぼり旗を掲げる、おそろいのジャンパーを着るなどの案が出ました。また、自治会主催のイベントに自治会への加入の有無を問わず参加を募るという意見も出ました。

事例紹介

災害に備えた自治会の取り組み 出前講座／炊き出し訓練（田島連合自治会）

町が行う出前講座で防災の基礎知識や、災害に対する備えについて学び、自助、共助力を高めるための炊き出し訓練を同時に行った。

炊き出し訓練は、災害時にライフラインが断絶したことを想定し、カセットコンロや限られた水量で炊飯から行うなど、より実践的な取り組みとなった。

また、令和7年度には自治会連合会長の方を対象に自治会運営についてのアンケートを実施し、以下のような回答をいただきました。

自治会脱会の抑制や、加入促進のための取り組み

高齢世帯や独居高齢者に対して、自治会への加入や慰留の働きかけを行うとともに、高齢者が主体的に参加可能な自治会活動を目指している。

また、LINEなどのオープンチャット機能の活用や、役員数、集会数などの削減により負担軽減を図ることで、若年層の加入率を高める取り組みを行っている。

1 住みよいまちづくりのための 自治会活動

世帯構成員の減少やライフスタイル、価値観の多様化の中で、近所とのお付き合いも時代の変化とともに様変わりし、ご近所との関係が希薄化しています。

しかし、「大規模災害」、「高齢化」、「生活環境の向上」など、地域の課題に対応するためには、住民の「つながり」、「連携」、「支えあい」、「話し合い」が求められ、地域のコミュニティの主体となる「自治会」の必要性が再認識されています。

町では、住民同士の交流が深まり、まちづくりの主体となる「自治会活動」が活発になるよう、自治会への加入を推進し、自治会活動に対する支援を行っています。

2 自治会と自治会連合会

(1) 自治会とは

自治会とは、地域的な繋がりをもって、互いに支え合い、助け合える近所（近助）の組織で、約10世帯以上の世帯により構成し、地域の生活環境の向上等を目的に、自主的に結成、運営されている任意の地域コミュニティ組織です。

自治会の活動内容は

情報伝達（回覧板）、ごみ置場の管理、防犯灯の管理、排水路清掃、地域清掃、地域防災、地域防犯、高齢者見守り、地域親睦行事、資源回収、集会所管理など

(2) 自治会連合会とは

自治会連合会とは、複数の自治会の連合組織として、自治会よりも広い範囲・規模におけるコミュニティ組織で、町と自治会との連絡調整役を担っています。

年2回、町内の自治会連合会長が一堂に会する「松伏町自治会連合会長会議」を開催し、町からの報告事項や情報交換を行っています。

自治会連合会の活動内容は

情報伝達、地域防災、地域防犯、青少年健全育成、お祭りなどのイベント、町への要望活動など

3 自治会の活動は

自治会の活動は、各自治会によって、多様な事業が行われていますが、主には、下記のような活動が行われ、豊かで住みよいまちづくりを進めています。

ふれあい活動

地域のお祭りやレクリエーションを通じて、住民同士の顔が見える関係を作るための活動です。

防災活動

防災訓練の実施や、防災倉庫の整備、防災備蓄品を購入するなど、災害時の共助活動です。

安全安心な地域活動

防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動など、日頃の安全安心を守る活動です。

きれいな環境づくり活動

ごみ集積所の管理、地域清掃、花いっぱい運動、側溝清掃など、住みよい環境を保全・創出する活動です。

地域支え合い活動

高齢者世帯の把握や見守りなど、地域としてサポートが必要な方へのケア活動です。

地域課題への対応

地域の課題に対し、みんなで話し合い、考え、時には行政などへの要望や連携を行う活動です。

4 自治会と自治会連合会の現状

(1) 自治会

自治会数：町内には、現在77の自治組織があり、自治会、町会、組などの名称になっています。また、自治会の規模は、1自治会あたり、6世帯程度から300世帯を超えるものとなっており、自治会によって大きな差があります。

世帯数：自治会加入世帯は、約4,800世帯（加入率約38%）です。

(2) 自治会連合会

町内には、現在13の自治会連合会があり、自治会連合会、連合町会、連合自治会などの名称になっています。また、本来、町内全ての地区において自治会連合会が設立されていることが望まれますが、一部地域では、自治会連合会の設置がありません。

5 自治会の課題

近年、全国的な傾向として、少子高齢化、単身世帯の増加など社会構造の変化、ライフスタイルの多様化、地域に対する関心の希薄化などにより、自治会を取り巻く環境が大きく変化し、当町においても、多くの課題が顕在化するなど、自治会運営における喫緊の課題となっています。

自治会運営における課題は地域により一様ではなく、構成員による丁寧な話し合いと、地域の将来像も見据えた長期的な計画による取り組み、時代に即した事業の見直しなど必要となり、時には町と自治会が協働して検討していく必要があります。

高齢世帯、単身世帯などを理由による自治会の退会者の増加
自治会役員の引き受け手不足と役員敬遠による退会者の増加
自治会退会者、未加入者増加による自治会活動の衰退
自治会館等の維持管理（老朽化による修繕、建て替え等）
自治会館等の土地建物の権利関係の複雑化 など

6 自治会の組織と運営について

自治会の組織や運営は、地域の歴史的背景、規模、活動内容などが異なっていますが、地域の誰もが加入できる組織になるためには、誰もが納得・理解できる開かれた組織運営（仕組み）でなければなりません。

また、地域の課題は、住民の流動性や少子高齢化の進行による構成員の変化等、新たな課題への対応などについて、必要に応じて組織や運営の見直しも検討する必要があります。

ここでは、自治会運営に必要となる一般的な手続き等についてご紹介します。なお、下記の手続きは規約の定めに従い、総会での承認が必要となることが一般的です。

（１）規 約

規約とは、組織の適正な運営に欠かすことのできない、組織運営の基本ルールを定めたもので、構成員の意見を反映し、地域の実情を考慮した規約を定めることが必要です。以下に、基本的な規約の例を掲載します。

また、自治会の規約と同時に、自治会管理の集会所等を有している場合は、集会所等に関する規約も必要となります。

（２）役員等の選出方法及び任期

役員等の選出については、立候補のほか、班組織がある場合は、各班から選出された班長の中からの選出、持ち回りなど、地域の歴史的な経過や実情に合った役員の選出方法が規約等によって規定されます。

しかしながら、最近の自治会退会の理由には、「役員の引き受け手不足」「高齢化による役職に就任することへの不安」などのケースがあり、役職の有無に関係なく、構成員一人ひとりが役員を支え、積極的に自治会運営に参加し、役職者の負担軽減なども検討が必要な場合があります。

また、役員の任期については、１年又は２年ごとに役員の交代を行うことが多いと思いますが、事業の継続性や役職者の負担軽減が図れるよう、役員の半数ずつを交代していくような工夫も大切です。

（３）自治会の規模に対応した組織

自治会の構成世帯が多くなると、地域の課題やニーズも多く、それらに対応した事業を行うには、会長、副会長、班長などの役員のほか、事業ごとに部会などを設置して、事業実施に関わる構成員を多く（役割を分担）することも自治会活動の活性化の方策となります。



〇〇〇〇自治会規約（例）

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇〇自治会と称する。

（組織）

第2条 本会は、〇〇〇〇自治会区域内に居住する住民をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の連携と親睦を深め、生活環境の充実及び社会福祉の増進に寄与し、住みよい地域づくりを目的とする。

（事業内容）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）環境美化事業
- （2）安心安全事業
- （3）福祉ふれあい事業
- （4）親睦事業
- （5）その他

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 名
- （3）会 計 名
- （4）監 事 名
- （5）書 記 名
- （6）班 長 名

（役員を選出）

第6条 各役員は、会員の互選により選出する。

（役員の職務）

第7条 会長は本会を代表し、会議を招集し、その会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 監事は、会計及び事務を監査する。
- 5 書記は、会の記録をとる。
- 6 班長は、各班における会議の総務を行う。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会並びに役員会とする。

2 総会は年 回とし、会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

(1) 予算、決算に関すること

(2) 事業に関すること

(3) 規約に関すること

(4) 役員選出に関すること

(5) その他必要と認めたこと

(役員会)

第11条 役員会は次の事項を議決する。

(1) 総会に関すること

(2) 重要な会務の執行に関すること

(3) その他必要と認めたこと

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、世帯あたり年額 円とし、年度当初に納付する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(4) 予算

予算とは、自治会運営に関する1年間のお金の使い方等の計画を立てることで、自治会事業を実施するには、予算が必須となります。

以下に、基本的な予算書の例を掲載します。

令和〇〇年度〇〇〇〇自治会収支予算書（例）

<収入>

（単位：円）

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	内訳
1. 会費				
2. 町助成金				
3. その他				
合 計				

<支出>

（単位：円）

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	内訳
1. 総務費				
2. 事業費				
3. 予備費				
合 計				

(5) 事業計画

事業計画とは、自治会事業の年度計画を立てることで、予算と事業計画を定めることは自治会運営に必須となります。

下記に、事業計画の作成例を掲載します。

令和〇〇年度〇〇〇〇自治会事業計画（例）

月	事業内容	場所
4 月	役員会	集会所
	定期総会	集会所
5 月	資源回収	〇〇公園
6 月	役員会	集会所
7 月	夏祭り	〇〇公園
9 月	防災訓練	〇〇広場
	役員会	集会所
10 月	親睦会	町内飲食店

定例事業：防犯活動（毎週）、環境美化活動（毎月）

(6) 会計

会計とは、総会で承認された予算執行に関すること及び、執行した予算をまとめ、決算する事務です。

自治会の予算は、会員が負担する貴重なお金ですので、会計処理は明朗にしておきましょう。予算を支出した際は、「出納帳への記帳」、「領収書の管理」を確実に行いましょう。出納帳などは、会計監査や補助金の実績報告などに必要となります。

令和〇〇年度〇〇〇〇自治会収支決算書（例）

<収入>

（単位：円）

科目	予算額	決算額	比較	内訳
1. 会費				
2. 町助成金				
3. その他				
4. 繰越金				
5. 雑収入				
合 計				

<支出>

（単位：円）

科目	予算額	決算額	比較	内訳
1. 総務費				
会議費				
事務費				
会 費				
慶弔費				
通信費				
2. 事業費				
防災費				
防犯費				
環境美化費				
3. 予備費				
合 計				

収入総額 円－支出総額 円＝差引残額 円

は翌年度に繰越します

令和 年 月 日

〇〇〇〇自治会

会計〇〇〇 印

会計〇〇〇 印

(7) 会計監査

会計監査とは、会計担当者が自治会収支決算を監査し、総会などにおいて収支決算の監査報告を行うことです。

令和〇〇年度〇〇〇〇自治会 会計監査報告書 (例)

令和 年度 自治会会計を監査したところ、適正に執行されていることを認めます。

令和 年 月 日

〇〇〇〇自治会 監事〇〇〇 印
監事〇〇〇 印

(8) 事業報告

事業報告とは、1年間の活動状況を取りまとめたものです。1年間の収支決算と併せて、総会において報告する必要があります。

令和〇〇年度〇〇〇〇自治会事業報告 (例)

日付	事業内容	参加人数	場所
4月3日	役員会	6人	集会所
4月29日	定期総会	50人	集会所
5月15日	資源回収	40人	〇〇公園
6月30日	役員会	6人	集会所
7月23日	夏祭り	300人	〇〇公園
9月1日	防災訓練	50人	〇〇広場
9月20日	役員会	6人	集会所
10月10日	親睦会	40人	町内飲食店

定例事業：防犯活動、環境美化活動（延べ人数 450人）

7 認可地縁団体（自治会の法人化）

（担当：地域安全課）

認可地縁団体とは、自治会等の地縁団体が町長の認可を受けて法人格を取得することです。

認可地縁団体になることにより、今まで任意団体として、自治会長の個人名義などで行っていた法律行為（契約、不動産登記など）を自治会名義で行うことができる制度のことで、名義人の死亡による遺産相続問題等のリスクを回避することができます。

新たに、自治会館を建設する場合や、大規模修繕を行う場合などは、認可地縁団体への移行が求められるケースもあります。

（１）認可の要件

法人格を取得するためには、次のすべての要件を満たしていなければなりません。

- ① 現に不動産を保有しているか、近い将来保有する予定があること。
- ② 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ③ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができ、その相当数の者が現に構成員であること。
- ④ 所定の要件を満たした規約を定めていること。

（２）認可申請手続き

認可申請手続きについては、申請書類や申請前に整えなければならない条件等がございますので、事前に担当までご相談ください。

（３）告示（認可）事項又は規約の変更がある場合の手続き

告示事項や規約の変更が予定されている場合は、事前に担当までご相談ください。手続きに必要な書類等のご案内をさせていただきます。

（４）その他

- ① 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ② 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- ③ 特定の政党のために利用してはいけません。

8 自治会活動のPR

自治会に加入している方は、会議や回覧板などにより、自治会活動を知ることができます。しかし、自治会に加入していない方や新たに転入した方は、「自分が住む地域の自治会の名前が分からない」、「活動内容が分からない」、「必要だとは思っているのだが・・・」など、自治会に加入していない方への活動PRも必要です。

町でも、「広報まつぶし」や「町ホームページ」において自治会活動をPRしていきますので、自治会活動の写真などがありましたら地域安全課へ提供をお願いします。

自治会に加入していない方へのPR例

① 新しく引っ越した方への案内状（あいさつ状）の配布

② お祭りや防災訓練などへの参加勧誘 など

9 自治会を対象とした支援（補助）制度

町では、自治会を対象とした各種支援制度を創設しておりますので、ぜひご利用ください。なお、下記は制度の概要となっておりますので、新たに補助金申請等を予定している場合は、必ず事前に担当課へご相談ください。

（1）自治会等振興補助金 （担当：地域安全課）

事業名称	補助対象と補助事業	補助金額等
自治会運営事業	自治会連合会に対する 自治会運営事業費補助	均等割+世帯割の合算額 限度額なし ＜算出方法＞ 均等割 1連合会 50,000円 世帯割 1加入世帯 250円
自治会活動魅力 アップ事業	自治会連合会または 構成世帯数が概ね100 世帯以上の自治会など に対するレクリエーション、 文化事業等に対する補助	①補助対象経費（会場設営費、会場使用料、賃借料、保険代、消耗品など） の全額 上限17万円 ②均等割補助金 3万円（使途自由） ※食糧費（食材費）、参加賞費は均等割 補助金で対応 ただし、1連合会組織につき、1年度に 1回、200,000円限度

(2) 自治会館等維持管理費補助金（担当：地域安全課）

補助対象	補助対象経費	補助金額等
自治会館等の所有権等を有し、かつ、当該自治会館等の維持管理を行う自治会等	① 電気、ガス、水道、下水道、浄化槽清掃、維持管理費等の費用 ② 灯油代 ③ 火災、地震保険料 ④ 土地建物の賃借料 ⑤ 軽微な修繕料	均等補助金 1 自治会館あたり 50,000 円 加算補助金 1 自治会館を 2 自治会以上で使用する 場合、1 団体あたり 20,000 円 ただし、100,000 円限度

(3) コミュニティ助成事業（担当：地域安全課）

事業名称	補助対象と補助事業	補助金額等
一般コミュニティ助成事業	自治会などが行うコミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品を除く）の整備に要する経費	100 万円～250 万円
コミュニティセンター助成事業	認可地縁団体が行う集会施設の建設整備（大規模修繕）に要する経費とその施設に必要な備品（一部対象外経費あり）	対象となる総事業費の 5 分の 3 以内で、限度額 1,500 万円

(4) コミュニティ活動推進事業（担当：地域安全課）

補助事業	補助金額等
地域活動の拠点となる施設の整備で、継続的なソフト事業（防犯、子ども見守り、高齢者サポート、コミュニティ活性化活動など）を組み合わせ効果的に実施する事業	対象となる事業費の 3 分の 2 以内で、限度額 700 万円

(5) 資源回収奨励補助金（担当：環境経済課生活環境担当）

補助対象団体	補助対象資源	補助金額
資源回収を地域住民自らが継続的（原則年 4 回以上）に実施し、おおむね 5 世帯以上で構成している営利を目的としない団体	新聞、雑誌・ぞつ紙類、段ボール、紙パック類、古繊維類、空きビン、アルミ缶、	回収量により 1kg あたり 15 円。その他加算金、登録奨励金有
		軽トラックを、原則 1 日 2 時間 30 分を限度として、無償で貸出

(6) 農業用施設保全管理活動補助金 (担当:環境経済課農政担当)

補助対象団体と対象事業	補助金額
農業団体や地域の団体等が農業用排水路の「泥上げ」に要する経費 ただし、最低100m以上を実施する事業が対象	1m当たり150円 ただし、1団体当たり 1 年度につき3万円限度

(7) 自治会で利用する場合に使用料が免除される集会施設

各施設で使用条件や申し込み方法が異なっておりますので、必ず各担当課へお問い合わせください。

施設名	担当課名
役場第二庁舎会議室	行財政課 庶務担当
松伏会館	
外前野記念会館	
赤岩農村センター	環境経済課 農政担当
農村トレーニングセンター	
北部サービスセンター	いきいき福祉課 北部サービスセンター

(8) 自治会への備品貸出など

各備品により使用条件や申し込み方法が異なっておりますので、必ず各担当課へお問い合わせください。

① 備品貸出

備品名	担当課名
草刈機	環境経済課 生活環境担当
軽トラック	
側溝の蓋を持ち上げる器具	まちづくり整備課 土木担当
泥土をすくい取る鋤簾 (じょれん)	
泥土を収納する土のう袋 (無料配布)	
回覧板 (無料配布)	地域安全課

② 備品使用

備品名	使用料	使用場所
印刷機の使用	1回あたり500円	中央公民館 B&G海洋センター 北部サービスセンター

※印刷機の使用にあたっては、印刷用紙を持参してください。

※中央公民館・B&G海洋センターの印刷機の使用時間は、午前9時から午後5時まで（休館日を除く）

※北部サービスセンターでの印刷機の使用時間は、平日（土日祝日及び年末年始を除く）午前9時から午後5時まで

（9）宿泊費の助成事業（担当：教育文化振興課社会教育担当）

内 容	助成料金	申請方法
新潟県湯沢町の指定宿泊施設に宿泊した方に対して、宿泊費用の一部を助成	大人 2,000円 子ども 1,000円 （年1回限り）	申請書（世帯ごと）に宿泊施設から宿泊証明を受けてください。 宿泊後2ヶ月以内に申請してください。

※自治会の宿泊旅行等にご利用ください。

※個人での利用も対象となります。

（10）住民活動補償制度（担当：行財政課庶務担当）

ボランティア活動に参加する町民が負傷、死亡した場合に保険により補償する制度です。詳細については、別添「松伏町住民活動補償制度のご案内」をご覧ください。

ボランティア活動の具体例

◇自治会などによる地域活動、清掃活動、防犯・防災活動、お祭り、運動会、交通安全活動等

◇社会奉仕活動、公園・河川等清掃活動、資源回収、リサイクル活動等

《賠償責任事故》

住民団体及びその指導者がボランティア活動中に過失により参加者や第三者の生命、身体、財物に損害を与え、指導者等が法律上の責任賠償責任を負う事故

区 分	補償限度金額
身体賠償	1人 1億円
	1事故 3億円
財物賠償	1事故 1,000万円
保管物賠償	1事故 500万円

※自宅往復中の賠償事故は対象外です。

《傷害事故》

住民団体等の指導者又は参加者がボランティア活動中に急激かつ偶然な外来の事故により負傷又は死亡した事故で、自宅と通常経路の往復中の怪我も含みます。

区 分	補償限度金額
死亡・後遺障害補償金	1人 200万円 (後遺障害は6万～200万円)
入院補償金 (事故発生日から180日までの入院限度)	1人／1日 3,000円
通院補償金 (事故発生日から180日までの通院に対して 通院日数90日限度)	1人／1日 2,000円

※入院補償金及び通院補償金は、事故の日から該当します。

10 定例的に町が自治会へお願いしているもの

(1) 自治会に関する届出(担当:地域安全課)

町では、町と自治会、自治会連合会との連絡調整等を行うため、下記のとおり各種届出をお願いしております。

届出には、自治会長の氏名、住所、電話番号などの個人情報の外部提供についての同意書も兼ねておりますので、必ず提出をお願いします。

新年度の「自治会現況届」、「自治会連合会現況届」は、前年度の3月に郵送させていただきます。

種 別	対 象	提出時期
自治会等登録届	自治会 自治会連合会	新たに自治会等を設立したとき
自治会現況届	自治会	毎年 4月中
自治会連合会現況届	自治会連合会	毎年 4月中

(2) 松伏町町政モニター制度(担当:政策総務課総務秘書・シティプロモーション担当)

町では、町政全般に関し、町民の意向を的確に町政に反映させるため、「町政モニター制度」を設けており、自治会連合会加入自治会へ依頼し、町政モニターの推薦をいただいております。

毎年、モニターの方へ「町政等に関するアンケート調査」を依頼させていただいておりますので、ご協力をお願いします。

(3) 自主防災組織の設立（担当：地域安全課）

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織です。

町では、地域の防災力向上のため「自主防災組織」の設立をお願いしています。

また、組織設立及び活動に対し、補助金も交付しています。

補助対象等	補助金額等
概ね200世帯以上で構成される自主防災組織	設立時に防災倉庫と資機材を一括貸与
防災訓練の開催など自主防災活動の活動に対する補助金（毎年1回）	組織加入 1世帯あたり250円

※現在、町内では23の自主防災組織が設立されています。



11 町の組織と直通番号について

課名	担当名	ダイヤルイン	主な業務内容
総合政策課	総合政策担当	991-1818	総合政策、契約等に関すること
	総務秘書・シティプロモーション担当	991-1898	町長等の秘書業務、広報、広聴、統計等に関すること
	職員担当	991-1896	職員の人事・給料等に関すること
行財政課	庶務担当	991-1893	庶務・庁舎管理等に関すること
	文書情報担当	991-1872	文書管理、情報管理等に関すること
	財政担当	991-1820	財政等に関すること
	人権推進担当	991-1815	人権推進、男女共同参画、国際交流等に関すること
地域安全課	地域安全担当	991-1895	自治会、消防・防災、交通安全、防犯等に関すること
税務課	町民税担当	991-1833	町民税、法人町民税、軽自動車税等に関すること
	資産税担当	991-1831	固定資産税に関すること
	徴収担当	991-1835	町税、国民健康保険税の納税及び収納管理に関すること
住民ほけん課	戸籍住民担当	991-1866	戸籍、住民登録、印鑑登録に関すること
	国保年金担当	991-1868	国民健康保険に関すること
		991-1870	国民年金に関すること
	後期高齢者医療担当	991-1884	後期高齢者医療に関すること
いきいき福祉課	社会福祉担当	991-1874	生活保護、民生委員・児童委員、戦没者、赤十字等に関すること
	障がい福祉担当	991-1877	障がい者福祉に関すること
	介護保険担当	991-1886	介護保険に関すること
	地域支援担当	991-1882	高齢者福祉に関すること
	北部サービスセンター	992-1777	高齢者福祉、北部地域活性化、一部証明書の交付など
すこやか子育て課	子育て支援・児童福祉担当	991-1876	児童手当、保育所(園)、こども医療、ひとり親家庭福祉、児童虐待対応等に関すること
	健康増進担当 (保健センター内)	992-3170	保健衛生、予防衛生、休日当番医等に関すること
環境経済課	生活環境担当	991-1840	公害、生活環境に関すること
		991-1839	廃棄物の処理、清掃に関すること
	農政担当	991-1853	農業、農業土木に関すること
	商工・ふるさと納税担当	991-1854	商工業、観光、消費者行政、ふるさと納税等に関すること

役場の組織が一部変わりました

総務課と企画財政課を改編することで、「選ばれるまち松伏」の実現を目指し、政策決定及びシティプロモーションを一体的に行うとともに、更なる行財政運営の効率化を図ります。また、激甚化が進む自然災害に迅速に対応します。

このため、自治会等の担当は、これまでの「総務課（地域安全担当）」から、「地域安全課」となります。

今後も地域の皆さまの安全・安心のために取り組んでまいります。

新市街地整備課	開発建築担当	991－1858	建築行政に関すること
		991－1806	開発行為等に関すること
	新市街地整備・公園担当	991－1803	都市計画、市街地整備、公園に関すること
	企業誘致推進担当	991－1814	企業誘致に関すること
まちづくり整備課	土木担当	991－1823	道路・橋梁等の施工、管理、町道の認定・占用、境界確認、用地買収等に関すること
	下水道担当	991－1844	下水道事業の施工、管理、受益者負担金、下水道使用料等に関すること
議会事務局		991－1810	議会に関すること
会計室	審査・出納担当	991－1805	現金等の出納・保管など
教育総務課	総務担当	991－1807	教育行政に関すること
	学校教育担当	991－1864	学校運営に関すること
教育文化振興課	社会教育担当	991－1873	生涯学習推進、社会教育、文化財、町史編さんに関する こと
	中央公民館	992－1321	公民館の管理、事業、文化振興に関すること
	多世代交流学習館	991－2338	多世代交流学習館の管理、事業に関すること
	B&G海洋センター	992－1291	社会体育に関すること
選挙管理委員会	総務課内	991－1893	選挙管理委員会に関すること
農業委員会	環境経済課内	991－1853	農業委員会に関すること
守衛室		991－1900	役場の守衛業務、休日・夜間の問い合わせ

～自治会で地域のつながり深めよう～

